明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○平成二十九年九月二十八日の衆議院の解散による衆議院議員の総選挙に係る在外公館等における在外投票の時間の特例を定める省令（総務・外務一）　一

〔告　示〕

○在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長を定める件（総務三三一）　一
○在外公館等における在外投票を行うことができる期日を定める件（同三三二）　二
○特定国外派遣組織を指定する件（同三三三）　三
○保安林の指定をする件（農林水産一五二四～一五三二）　五
○信号符字を点附した件（国土交通九〇一）　五
○信号符字を取り消した件（同九〇二）　五
○船舶国籍証書は無効となった件（同九〇三）　五
○船舶国籍証書を無効とした件（同九〇四）　五
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同九〇五）　六
○使用済燃料貯蔵施設に係る型式設計特定容器等に係る型式の指定の件（原子力規制委一二）　六
○漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件（防衛一九五）　六
○道路に関する件（近畿地方整備局一八八）　七
○都市計画に関する件（中国地方整備局八二）　八
○道路に関する件（北海道開発局一八三～一八七）　八

〔人事異動〕

人事院　法務省　財務省

〔叙位・叙勲〕　九

〔褒　賞〕　九

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕

労　働

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示（沖縄地方交通審議会）　九

〔公　告〕

諸事項

官庁

割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

特殊法人等

内閣共済組合定款の一部変更関係　三

会社その他　九

省　令

○総務省・外務省令第一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百四十二条第四項の規定に基づき、平成二十九年九月二十八日の衆議院の解散による衆議院議員の総選挙に係る在外公館等における在外投票の時間の特例を定める省令を次のように定める。

平成二十九年十月五日

総務大臣　野田　聖子
外務大臣　河野　太郎

平成二十九年九月二十八日の衆議院の解散による衆議院議員の総選挙に係る在外公館等における在外投票の時間の特例を定める省令

平成二十九年九月二十八日の衆議院の解散による衆議院議員の総選挙に係る公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百四十二条第四項に規定する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の二第一項第一号の規定による投票をしなければならない時間は、別表のとおりとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

別表

在外公館等投票記載場所	投票をしなければならない時間を別に定める日		
在コンゴ民主共和国日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前八日	投票をしなければならない時間	午前九時三十分から午後一時までの間

告　示

○総務省告示第三百三十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の二第一項第一号の規定に基づき、平成二十九年九月二十八日の衆議院の解散による衆議院議員の総選挙において在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長を次のように指定する。

平成二十九年十月五日

総務大臣　野田　聖子